## 質問・回答

令和6年8月5日公表

調達件名	市債務負担行為 西部スラッジセンター3~5系焼却施設改築に 関する環境影響評価方法書作成業務
質問	【成果品について】 特記仕様書に方法書及び要約書の成果品部数の記載が見当たりません。 また、札幌市環境影響評価条例や同施行規則にも審議会や関係機関への提出部数等の記載は見当たりません。 特記仕様書(p4)「(3)方法書手続きに係る資料の作成」に記載のとおり、媒体データ(PDF)、パワーポイントが格納された電子成果品の提出(CD-ROM 等) でよろしいでしょうか。
回 答	業務完了時に受注者に提出を求めている成果品等とその数量は、「一般仕様書 第3章 成果品」に記載のとおりです。 なお、作成した方法書及び要約書を業務履行中に提出していただく際は、電子データのみの提出を想定しており、審議会等で使用するための印刷・製本は全て本市の負担で行います。